

呉市週休2日適用工事等実施要領

令和6年4月1日制 定
令和6年12月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、現場着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

エ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 対象期間は、工事着手する日（準備期間は含まない）から工事完了日（後片付け期間は含まない）までとし、次の期間は対象期間から除く。

（ア）年末年始6日間及び夏季休暇3日間

（イ）工場製作のみが行われている期間

（ウ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

カ 営繕工事は別紙1のとおりとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日/28日の状態をいう。）以上の休日確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週を満たさない期間（工事完了日の関係で28日を確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成届の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）工場製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休

工・現場作業を余儀なくされる期間
キ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は休日としない。

3 対象工事

(1) 週休2日適用工事

ア 発注者指定型

請負対象金額1億円以上の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、発注者指定型で実施するものとする。

イ 受注者希望型

請負対象金額1億円未満の工事（緊急対応工事など現場閉所が困難な工事、又は、工期が短く、対象期間が2週間未満となる工事等は除く）は、原則、受注者希望型で実施するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日交替制適用工事」は、「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を原則、受注者希望型で実施するものとする。

4 実施方法

(1) 週休2日適用工事

ア 受注者は、受注者希望型において週休2日適用工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿等により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を発注者に提出するものとする。対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

ウ 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

エ 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出するものとする。

オ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

カ 受注者は、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を工事打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 受注者は、週休2日交替制適用工事を実施する場合、契約後速やかに、工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。

なお、希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

イ 受注者は、様式2「休日取得状況表（以下、「状況表」という。）」に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月7日までに監督員に提出するものとする。

ウ 受注者は、工事完了後、状況表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出するものとする。

エ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

オ 受注者は、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発注者に提出するものとする。

5 経費等の補正

(1) 週休2日適用工事

表1, 表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また, 市場単価における補正係数については, 別紙表3, 表4及び表5によるものとし, 土木工事標準単価における補正係数については, 別紙表6によるものとする。

発注者指定型の場合は, 月単位の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)の経費を見込んで発注する。

なお, 現場閉所率の達成状況を確認後, 月単位の4週8休に満たない場合は, 通期の4週8休以上の経費に変更するものとし, 通期の4週8休を達成できなかった場合は, 補正係数を除いて契約変更を行うものとする。

営繕工事においては, 別紙1に定める補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価, 市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

(2) 週休2日交替制適用工事

表1, 表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また, 市場単価における補正係数については, 別紙表3, 表4及び表5によるものとし, 土木工事標準単価における補正係数については, 別紙表6によるものとする。

発注者指定型の場合は, 月単位の4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)の経費を見込んで発注する。

なお, 休日率の達成状況を確認後, 月単位の4週8休に満たない場合は, 通期の4週8休以上の経費に変更するものとし, 通期の4週8休を達成できなかった場合は, 補正係数を除いて契約変更を行うものとする。

営繕工事においては, 別紙1に定める補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価, 市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

6 工事成績評定

工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお, 発注者指定型において, 受注者の責により, 週休2日又は週休2日交替制に取り組む姿勢が見られなかった場合は, 必要に応じ, 工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については, 必要に応じ, 受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

1 この要領は, 令和6年4月1日から施行する。

2 令和6年12月1日の改正については, 令和6年12月1日から施行する。

表1 土木工事積算基準適用工事の場合の各経費の補正係数

週休2日適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>月単位 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	1.02	1.03	1.05
<u>通期 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.02	1.02	1.02	1.03
週休2日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>月単位 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	—	—	1.03
<u>通期 (4週8休以上)</u> 現場閉所率 28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	—	1.01

表2 港湾請負工事積算基準適用工事の場合の各経費の補正係数

週休2日適用工事 /週休2日交替制適用工事	労務費	機械経費 (賃金)	共通仮設費	現場管理費
<u>4週8休以上</u> 現場閉所率又は休日率 28.5% (8日/28日)以上	1.04	1.02	1.02	1.03

表3 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

表4 市場単価の補正係数（港湾工事）

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.03
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.04
足場工	1.02
鉄筋工	1.04
吊鉄筋工	1.04
型枠工	1.03
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.04
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.04
止水板工	1.04
上蓋工	1.04
伸縮目地工	1.02
係船柱取付	1.04
防舷材取付	1.04
車止・縁金物取付	1.04
係船柱撤去	1.04
防舷材撤去	1.04
車止撤去	1.04
電気防食取付	1.04
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.04
防砂目地板取付工（水中施工）	1.03
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.03
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.03
ペトロラタム被覆	1.04
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.04
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.04
かき落とし工	1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
汚濁防止枠設置・撤去	1.02
灯浮標設置・撤去	1.03
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.04
異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03

表5 市場単価の補正係数（下水道工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

表6 土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械施工	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03

営繕工事における週休 2 日適用工事等の実施について

1 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

2 積算方法等

(1) 補正方法

建設業全体で週休 2 日の取組が進むためには、各企業の施工体制等に応じた取組が可能となる環境の構築が必要となる。このため、最終的には、4 週 8 休以上の現場閉所による週休 2 日の取得を目指しつつも、週休 2 日の取得に取り組む企業を拡大するため、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、受注者希望型においては、4 週 6 休以上の現場閉所について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休 2 日の実現に取り組むこととする。

週休 2 日適用工事において、以下の現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

- | | |
|---|--------|
| ① 4 週 8 休以上（現場閉所 率 28.5%（8 日／28 日）以上） | 1. 0 5 |
| ② 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満（現場閉所 率 25%（7 日／28 日）以上 28.5%未満） | 1. 0 3 |
| ③ 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満（現場閉所 率 21.4%（6 日／28 日）以上 25%未満） | 1. 0 1 |

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定型

4 週 8 休以上を前提に (1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の達成状況を確認し、4 週 8 休に満たない場合、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。その際、4 週 6 休以上あっても、(1) ②及び③の補正は考慮しない。

② 受注者希望型

4 週 8 休以上を前提に (1) ①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出しています。現場閉所の状況を確認後、4 週 8 休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を (1) ②又は③に変更して工事費を積算し、請負代金額を変更する。また、4 週 6 休に満たないもの及び工事着手前に週休 2 日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

なお、工事着手前に週休 2 日に取り組みことについて協議が整わなかった場合（受注者が週休 2 日の取組を希望しない場合を含む）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。